

# 社会福祉法人藤の園

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の規定に基づき、次のように行動計画を策定する。

### 計画期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間

### 当法人の課題

職員に占める女性比率が8割を超えており、施設運営を行う中で、女性の活躍によって支えられている。

その中で、今まで以上に女性が安心して長く就業可能な雇用環境が必要と考える。

### 目標 1

女性職員の育児休業取得率100%を維持する。また、男性職員に対しても取得率向上を目指す。

対策：育児休業を取得中及び取得前後の職員に対し、育児休業から復帰しやすいようフォローアップ及び事前確認を実施する。

### 目標 2

女性職員の管理職割合30%以上を維持する。

対策：女性職員へ面談等を随時実施し、意向を聞き取る。

女性の活躍に関する情報公開（令和4年3月末）

女性労働者割合 81%（女95／男21）

男女平均勤続年数差異 男性：正職員 5.1、契約職員 5.1、パート職員 2.6

女性：正職員 5.7、契約職員 18.6、パート職員 9.5

女性管理職割合 40%（女2／男3）

育児休業取得率 女性：100% 男性：対象実績なし